

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	鹿児島県さつま町

さつま町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：さつま町 農政課

所在地：鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

電話番号(直通)：0996-24-8942

FAX番号：0996-52-3514

メールアドレス：nosei-nogyo@satsuma-net.jp (ネット系)

nosei-nogyo@town.satsuma.lg.jp (LGWAN系)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ タヌキ、カラス、スズメ、ヒヨドリ、カワラバト
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	鹿児島県薩摩郡さつま町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	23,100千円 18.60ha
	豆類（大豆）・雑穀類（そば）	66千円 0.34ha
	果樹（ミカン）	101千円 0.16ha
	飼料作物（イタリアン等）	1,938千円 2.46ha
	野菜（サトイモ等）	701千円 0.34ha
	いも類（サツマイモ）	663千円 0.32ha
	小 計	26,568千円 22.22ha
ニホンジカ	水稲	3,193千円 2.57ha
	果樹（ウメ等）	398千円 0.75ha
	飼料作物（イタリアン等）	439千円 0.56ha
	野菜（カボチャ）	133千円 0.07ha
	工芸作物（茶）	198千円 0.32ha
	針葉樹（スギ、ヒノキ）	18,810千円 6.0ha
	農作物被害：計	4,362千円 4.27ha
	林産物被害：計	18,810千円 6.0ha
小 計	23,172千円 10.27ha	
ニホンザル	野菜（ナス等）	104千円 0.03ha
	いも類（サツマイモ）	63千円 0.03ha
	小 計	167千円 0.06ha
アナグマ	果樹（ブドウ）	322千円 0.04ha
	野菜（イチゴ等）	1,400千円 0.06ha
	小 計	1,722千円 0.10ha
カラス	果樹（ナシ等）	1,201千円 0.41ha
	野菜（キャベツ）	31千円 0.03ha
	小 計	1,232千円 0.44ha
スズメ	水稲	199千円 0.16ha
ヒヨドリ	果樹（カキ）	9千円 0.02ha
	野菜（イチゴ等）	465千円 0.03ha

	小 計	475千円	0.05ha
	農作物被害：計	34,725千円	27.30ha
	林産物被害：計	18,810千円	6.0ha
	合 計	53,535千円	33.3ha

※水産業被害なし ※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	生息状況	被害の発生時期	被害の発生場所	被害地域の増減傾向
イノシシ	町内全域	通年	町内全域	山間部等での侵入防止柵の設置や森林伐採により、これまで被害の少なかった里地等で水稻を中心に被害が増加傾向にある。捕獲頭数も多い反面、生息域の変化により個体数の減少に繋がっていない。
ニホンジカ	町内全域	通年	町内全域	イノシシと同様、侵入防止柵のない地域での水稻被害が多い状況にある。また、猟銃による捕獲従事者の減少により、特に春先からは山奥から農地周辺へ降りてくる個体も多く、飼料作物のイタリアン等への被害も多い。
ニホンザル	50頭程の群れ3群 離れザル数匹	通年	主に永野中津川求名広瀬地区	販売用作物における被害報告は多くないものの、家庭菜園への被害が発生している。遊動域も隣接市町からの往来と広い状況ではあるが、生息状況調査によりこれまで設置した囲いわな（2基）での捕獲が期待される。
アナグマ	町内全域	通年	町内全域	農作物被害では、イチゴの被害が多い状況にある。一時的には疥癬症の影響により個体数も少なくなったが、近年は増加しており、住家等への環境被害も多い。
タヌキ	町内全域	通年	町内全域	販売作物への被害は報告されていないものの、アナグマと同様、疥癬症による「ハゲタヌキ」も少なくなり、個体数が増加傾向にある。
カラス	町内全域	通年	町内全域	果樹のナシへの被害が多く、爆音機等で被害対策を行っている農家もあるが、音慣れすると効果が低い。畜産関

				連施設周辺での群れによる被害も報告されている。
スズメ	町内全域	9月～11月	町内全域	大きな被害とはなっていないが、水稲における収穫期での被害がある。

鳥獣の種類	生息状況	被害の発生時期	被害の発生場所	被害地域の増減傾向
ヒヨドリ	町内全域	通年	町内全域	近年、大規模な群れによる被害はないものの、施設野菜のイチゴで被害が報告されており、ハウスに侵入されない対策が必要である。
カワラバト	町内全域	通年	町内全域	農作物への被害は報告されていないものの、商工業建築物等への棲み付きによる糞害が問題となっている。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
イノシシ	26,568千円	22.22ha	18,597千円	15.55ha
ニホンジカ	23,172千円	10.27ha	16,220千円	7.19ha
ニホンザル	167千円	0.06ha	116千円	0.04ha
アナグマ	1,722千円	0.10ha	1,205千円	0.07ha
タヌキ	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha
カラス	1,232千円	0.44ha	862千円	0.30ha
スズメ	199千円	0.16ha	139千円	0.11ha
ヒヨドリ	475千円	0.05ha	332千円	0.03ha
カワラバト	0千円	0.00ha	0千円	0.00ha
合 計	53,535千円	33.3ha	37,471千円	23.29ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等 に関する	新規狩猟者を確保するため、狩猟免許取得に係る講習会受講料の	狩猟者の高齢化が深刻であり、特に銃猟については、銃所持及び更新

<p>る取組</p>	<p>助成を行った。また、狩猟登録等に係る負担の軽減及び狩猟の担い手の育成・確保を図ることを目的として、狩猟者支援補助金の交付を行った。</p> <p>個体数を減らすため、緊急捕獲活動支援事業に取り組むと共に、町独自で捕獲報奨金を設け、狩猟者へ捕獲に対する意欲向上を図っている。</p> <p>農作物等への被害に迅速に対応するため、特措法に基づく民間実施隊を平成29年度に設置し、捕獲や追払いを実施している。</p> <p>年間を通して農作物等への被害が顕著である、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザルについては、猟友会への捕獲業務委託による通年捕獲を実施している。</p> <p>●鳥獣被害防止総合対策交付金（推進事業）</p> <p>① 狩猟免許取得助成</p> <p>R2年度 13人</p> <p>R3年度 7人</p> <p>R4年度 3人</p> <p>② 捕獲に伴う備品の導入</p> <p>R2年度 小型獣用箱わな</p> <p>(アニマルトラップ) 10個</p> <p>くくりわな 30個</p> <p>電気止め刺し機 1台</p> <p>サル用箱わな 5個</p> <p>R3年度 小型獣用箱わな</p> <p>(アニマルトラップ) 10個</p> <p>センサーカメラ 3個</p> <p>R4年度 サル囲いわな 1基</p>	<p>費用が多額であることに加え、銃規制も厳しく狩猟者の減少に繋がっている。また、地域によって狩猟者の捕獲に対する意識に差が生じ、結果として、捕獲が進まない地域で個体数の増加による農作物被害が多くなっている。</p> <p>被害農家からは依然として、有害捕獲の要望（他力本願）が多い状況であるが、狩猟者の殆どが農業者であり、自作地を守るための有害捕獲に取り組む方も多い。このため、自ら守る取組として、侵入防止柵の設置に加え、有害捕獲のための狩猟免許取得を更に推進する必要がある。また、職員実施隊として10人を任命しているが、狩猟登録者は3人のみであるため、被害農家への模範となるよう職員による狩猟免許取得を進める必要がある。</p>
------------	---	--

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>●鳥獣被害防止総合対策交付金（整備事業）</p> <p>R2年度：ワイヤーメッシュ柵 2地区 8,988m</p> <p>R3年度：ワイヤーメッシュ柵 3地区 6,790m 災害復旧8地区752m</p> <p>R4年度：ワイヤーメッシュ柵 2地区 3,900m 電気柵 1地区 9,600m</p> <p>●町単独有害鳥獣対策事業（防護柵設置事業）</p> <p>R2年度：電気柵 シカ用 (15件) 7,198m×4段 イノシシ用 (14件) 6,430m×2段</p> <p>R2年度：ワイヤーメッシュ柵 シカ用 (1件) 100m イノシシ用 (1件) 560m</p> <p>R3年度：電気柵 シカ用 (31件) 13,036m×4段 イノシシ用 (23件) 9,853m×2段</p> <p>R3年度：ワイヤーメッシュ柵 シカ用 (1件) 160m</p> <p>R4年度：電気柵 シカ用 (13件) 4,476m×4段 イノシシ用 (16件) 5,238m×2段</p> <p>R4年度：ワイヤーメッシュ柵 シカ用 (1件) 300m イノシシ用 (2件) 550m</p>	<p>ワイヤーメッシュ柵等による広域的な侵入防止柵が設置されているが高齢化に伴う荒廃農地の増加により今後の管理体制が懸念される。持続的に侵入防止の効果を発揮できるように、設置地区の獣害防止対策組合との管理委託契約に基づき、年3回の管理作業報告書の提出をはじめ、集落ぐるみの鳥獣被害防止研修会への参加等により、地域全体で寄せ付けない対策への継続的な取り組みが必要である。また、鳥獣被害防止総合対策交付金や町単独有害鳥獣対策事業以外で整備した侵入防止柵の管理不十分による農作物被害も確認されているため、有害鳥獣対策として基本的な「設置してからが本番」を理解いただくよう啓発を進める必要がある。</p>
----------------------	---	--

<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>設置費用等の関係上、侵入防止柵が整備できない地域においては緩衝帯の確保を進め、放任果樹問題については、低床木栽培での技術実証ほ場を設置した。</p> <p>また、町の出前講座により「みんなで取り組む獣害対策」を実施し、鳥獣の習性から寄せ付けない対策、自ら守る対策、捕獲対策を順序良く進めてきた。</p>	<p>山間地での侵入防止柵の設置が進み、有害鳥獣の生息域に変化が見られる。これまで、農作物被害がなかった地域で出没情報による捕獲依頼が多いが、住宅密集地等捕獲できない場所もあるため、町全域において寄せ付けない対策がこれまで以上に必要である。</p>
--------------------------	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>これまでも進めてきた「集落ぐるみで自ら守る」を念頭に「寄せ付けない」⇒「侵入を防止する」⇒「捕獲」を順序良く実施していく。また、有害鳥獣に対する住民への意識強化のため、指導する職員が研修への参加や狩猟免許取得に積極的に取り組む。</p> <p>なお、これまで実施していた電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置、捕獲による個体数調整等についても継続的に実施していく。</p> <p>《個別計画》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 町の生涯学習活動である「さつまの郷出前講座」での『みんなで取り組む獣害対策』の実施。 ② 個々の農家等へ迅速且つ的確に対応できるよう、職員の質的向上を図るための研修会等への参加及び狩猟免許取得。 ③ 県が実施する「集落ぐるみの鳥獣対策」本町開催と住民の積極的参加。 ④ 有害鳥獣生息状況等調査員の雇用による生息状況の把握や捕獲の実施。 ⑤ 鳥獣被害防止総合対策交付金及び町単独有害鳥獣対策事業での電気柵・ワイヤーメッシュ柵設置による侵入防止対策。 ⑥ 侵入防止柵設置後、年3回の管理作業報告書提出等による管理の徹底。 ⑦ 狩猟者確保対策として、狩猟免許取得に係る講習会受講料の助成、狩猟登録者への狩猟者支援補助金の交付。 ⑧ 狩猟者の母体となる猟友会との捕獲業務委託による通年捕獲の実施。 ⑨ さつま町鳥獣被害防止対策協議会が所有する箱わな等備品の積極的活用。 ⑩ 実施隊による緊急発生時の迅速な対応。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>対象鳥獣の捕獲体制については、各地区猟友会との町単独有害鳥獣捕獲業務委託に基づき実施する。また、捕獲従事者への報奨制度として、鳥獣被害防止総合</p>
--

対策交付金における緊急捕獲活動支援事業に加え、町単独有害鳥獣捕獲報奨金により負担軽減を図る。

また、北薩森林管理署との「シカ被害対策協定（平成30年3月30日締結）」に基づき、森林管理署から貸与を受けたくくりわな等により、国有林及び周辺地域での対象鳥獣の捕獲についても引き続き強化していく。

鳥獣被害対策実施隊への任命については、各地区猟友会に所属する第一種銃猟免許所持者のうち、緊急発生時でも出動可能なメンバーで構成する。

【鹿児島県猟友会さつま地区連絡協議会】※令和5年4月1日現在

- 宮之城猟友会（班数：8 従事者：72人）うち実施隊員10人
- 鶴田猟友会（班数：4 従事者：34人）うち実施隊員8人
- 薩摩地区猟友会（班数：3 従事者：37人）うち実施隊員7人

（2）その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ タヌキ カラス スズメ ヒヨドリ カワラバト	<p>狩猟者の減少に伴い、自ら守るための狩猟免許取得を推進し、捕獲資材の購入に係る費用の助成及びさつま町鳥獣被害防止対策協議会で整備した箱わな等の貸し出しにより、狩猟者の負担軽減を図る。</p> <p>また、担い手確保対策として、捕獲報奨金の交付に加え、狩猟免許取得からわなの設置、捕獲まで一貫としたサポートを行う。</p>
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ タヌキ カラス スズメ ヒヨドリ カワラバト	<p>狩猟者の減少に伴い、自ら守るための狩猟免許取得を推進し、捕獲資材の購入に係る費用の助成及びさつま町鳥獣被害防止対策協議会で整備した箱わな等の貸し出しにより、狩猟者の負担軽減を図る。なお、箱わな等の備品については年次的に更新を行う。</p> <p>また、担い手確保対策として、捕獲報奨金の交付に加え、狩猟免許取得からわなの設置、捕獲まで一貫としたサポートを行う。</p>
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アナグマ タヌキ カラス スズメ	<p>狩猟者の減少に伴い、自ら守るための狩猟免許取得を推進し、捕獲資材の購入に係る費用の助成及びさつま町鳥獣被害防止対策協議会で整備した箱わな等の貸し出しにより、狩猟者の負担軽減を図る。なお、箱わな等の備品については年次的に更新を行う。</p> <p>また、担い手確保対策として、捕獲報奨金の交</p>

	ヒヨドリ カワラバト	付に加え、狩猟免許取得からわなの設置、捕獲まで一貫としたサポートを行う。
--	---------------	--------------------------------------

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①イノシシ	<p>農作物等への被害の大半を占めており、これまでの捕獲により、生息数の大きな増加は見られないが、生息域が山間部から里地へ変化しており、住家周辺での目撃や被害が年々多くなっている。これらの抑制を目的とし、更に個体数の減少を図るため、捕獲計画数を3,000頭とする。</p> <p>(捕獲実績 R2年度：1,471頭 R3年度：1,697頭 R4年度：1,560頭)</p>
②ニホンジカ	<p>イノシシに次いで農作物等への被害が多い獣類である。侵入防止柵の整備や森林伐採等の影響により、これまで生息数の少なかった地域でも目撃情報が増加傾向にあること、また、紫尾山系を中心に生息頭数が多いことから、個体数の更なる減少を図るため、捕獲計画数を3,000頭とする。</p> <p>(捕獲実績 R2年度：2,407頭 R3年度：2,519頭 R4年度：2,456頭)</p>
③ニホンザル	<p>囲いわなでの捕獲により求名地区での大規模な群れはなくなったものの、永野地区で隣接市町との往来による30～50頭程度の群れが2群、また、広瀬地区と隣接市の往来による30頭程度の群れが1郡確認されており、令和4年度に設置し、本町で2基目となる囲いわなでの捕獲も見込み、捕獲計画数を100頭とする。</p> <p>(捕獲実績 R2年度：2頭 R3年度：3頭 R4年度：4頭)</p>
④アナグマ・タヌキ	<p>以前は、疥癬症の流行により個体数が減少していたが、近年では農作物等の被害に加え、住家への棲み付き被害も発生する等、個体数が増加している。捕獲頭数も年々増加しており、更なる個体数の減少を図るため、捕獲計画数をアナグマ1,000頭、タヌキ200頭とする。</p> <p>(捕獲実績 アナグマ R2年度：597頭 R3年度：758頭 R4年度：657頭) (タヌキ R2年度：80頭 R3年度：117頭 R4年度：129頭)</p>
⑤カラス	<p>果樹を中心とした農作物被害に加え、畜産施設における飼料への被害も発生している。これらの被害抑制を図るため、捕獲計画数を100羽とする。</p> <p>(捕獲実績 R2年度：50羽 R3年度：51羽 R4年度：60羽)</p>
⑥スズメ	<p>収穫期における水稻の食害が発生している。近年、捕獲指示は発行していないものの、これらの被害抑制を図るため、捕獲計画数を100羽とする。</p> <p>(捕獲実績 R2年度：0羽 R3年度：0羽 R4年度：0羽)</p>

- ⑦ヒヨドリ
 近年では大量飛来による大規模な農作物被害はないものの、大量飛来が発生した場合、ミカンやキンカンを中心とした露地果樹での被害が懸念される。これらの被害抑制を図るため、捕獲計画数を100羽とする。
 (捕獲実績 R2年度：0羽 R3年度：0羽 R4年度：0羽)
- ⑧カワラバト
 農作物への被害は報告されていないものの、商工業建築物等への棲み付きによる糞害が問題となっている。生息数も多く、捕獲に対する要望も多いため、捕獲計画数を100羽とする。
 (捕獲実績 R2年度：9羽 R3年度：0羽 R4年度：0羽)

対象鳥獣	捕獲計画数等 (単位：頭・羽)		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	3,000	3,000	3,000
ニホンジカ	3,000	3,000	3,000
ニホンザル	100	100	100
アナグマ	1,000	1,000	1,000
タヌキ	200	200	200
カラス	100	100	100
スズメ	100	100	100
ヒヨドリ	100	100	100
カワラバト	100	100	100

捕獲等の取組内容
<p>有害鳥獣による農作物等への被害は通年に及ぶため、さつま町内全域において鳥獣別に次のとおり捕獲を実施する。</p> <p>【イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル】 年間を通して捕獲指示し、銃器及びわなを用いて捕獲する。</p> <p>【アナグマ・タヌキ】 狩猟期以外で原則として60日間以内の期間で捕獲指示とするが、農作物等への被害拡大や個体数の増加によっては、年間を通しての捕獲指示とする。捕獲については銃器及びわなを用いる。</p> <p>【カラス・スズメ・ヒヨドリ・カワラバト】 被害予察に基づき原則として60日間以内の期間で捕獲指示し、銃器及びわなを</p>

用いて捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

【鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫事業）】

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵 14,870m	ワイヤーメッシュ柵 8,000m	ワイヤーメッシュ柵 8,000m

【町単独有害鳥獣対策事業】

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 5,000m×4段 5,000m×2段	電気柵 5,000m×4段 5,000m×2段	電気柵 5,000m×4段 5,000m×2段

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ	鳥獣被害防止総合対策交付金により整備した侵入防止柵については、耐用年数期間中、年3回の管理作業報告書（管理作業作業時の写真添付）の提出を必須とする。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

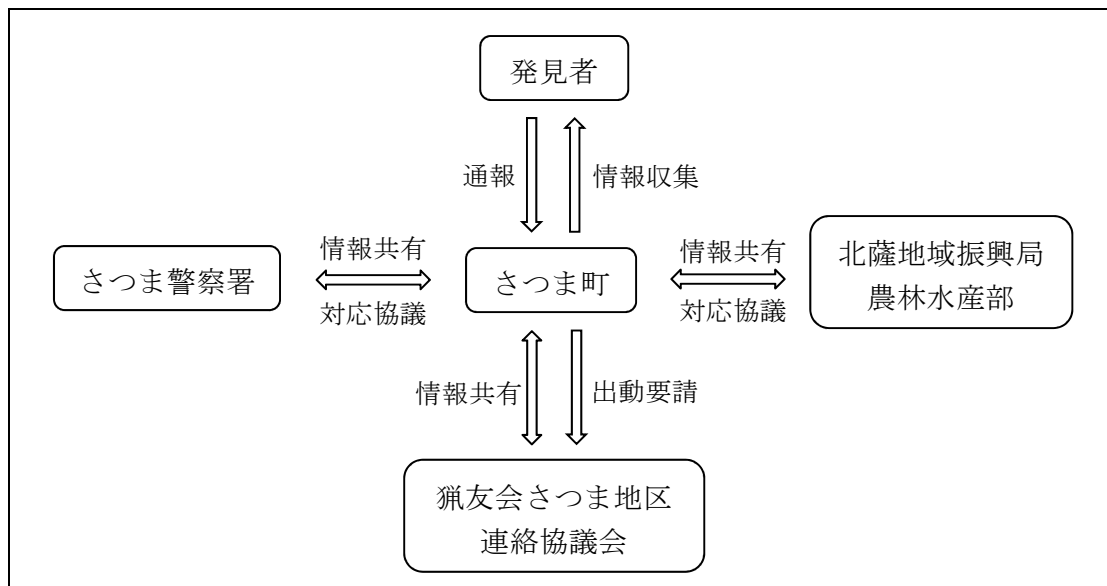
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	放任果樹対策として、柿の低床木栽培による技術実証ほ場を設置し、集落ぐるみの鳥獣被害対策研修会等を通じて周知を図る。
令和 7年度	アナグマ タヌキ	緩衝帯の整備のみで被害が軽減した場所をモデル地域として、収入防止柵の設置できないほ場や、侵入防止柵を設置しても被害があるほ場について、緩衝帯の整備を進める。
令和 8年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
さつま町農政課	人的被害等の情報収集・住民への周知・関係機関との連絡調整
北薩地域振興局農林水産部	関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
さつま警察署	住民の安全確保対策
猟友会さつま地区連絡協議会	対象鳥獣捕獲の実施・実施隊への参加

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、処理加工施設においてジビエ等による有効活用を図る。

また、処理加工施設が整備されるまでの間、及び処理加工施設において、利活用できない個体については、捕獲者により埋設処理とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現状は食品利用なし 処理加工施設を整備し、イノシシ・ニホンジカ・アナグマについて、精肉又は加工品で食品利用を図る。
ペットフード	現状はペットフード利用なし 処理加工施設を整備し、イノシシ・ニホンジカについてスネ・カタ・ネック等の部位でペットフードとしての利用を図る。
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設を整備し、精肉・加工品・ペットフードとしての取組を行う。
 処理加工施設の運営は、ダブルビーゼット株式会社が主体となり、猟友会と連携して有害鳥獣の有効利用を図る。
 また、厚生労働省が定める野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインに基づき食品等としての安全性の確保に努める。
 今後の取り組みとして、デジタルマーケティングに強みがある特性を活かし、オンラインショップでの通信販売をメインとして販売活動を行う。
 具体的には Google/Yahoo/Meta 広告の出稿、Youtube/Tiktok/X (旧 Twitter) 等を活用した SNS マーケティング、楽天/Amazon/Yahoo ショッピングへの出店・モール内広告で集客を行うことを想定している。
 また、ユーザビリティの高い自社サイトをつくり、質の高い商品を提供することでリピーターを確保し・口コミでの拡散を図る。

〈目標処理頭数〉

(単位：頭)

対象鳥獣	現処理頭数	目標処理頭数		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	0	0	300	330
ニホンジカ	0	0	400	440
アナグマ	0	0	84	92

※令和6年度に処理加工施設を整備予定のため、目標処理頭数は令和7年度以降で記入しています。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工施設を運営する者に対しては、有識者による研修会等への積極的参加を行い、既存の処理加工施設への視察研修等の実施により、人材育成を図る。
 また、捕獲者については、野生鳥獣肉の衛生管理に関するガイドラインに基づいた研修を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	さつま町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
さつま町農政課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び

	被害防止対策の啓発活動等を行う。
さつま町農業委員会	被害防止対策の啓発活動を行う。
北さつま農業協同組合	対象地域での営農（技術）指導、情報収集・提供を行う。
北薩農業共済組合	
北薩森林組合	有害鳥獣関連情報の収集・提供を行う。
北薩地域振興局農林水産部	有害鳥獣関連情報の提供や被害防止技術の指導、情報交換等を行う。
北薩森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
さつま警察署	有害鳥獣関連での事件・事故等の情報提供や安全面での指導を行う。
猟友会さつま地区連絡協議会	有害鳥獣関連情報を提供し、有害鳥獣捕獲を実施、処理加工施設運営者との連携を行う。
さつま町鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。
被害地区代表者	有害鳥獣関連情報の提供と地域での情報の共有化を行う。
ダブルビーゼット株式会社	有害鳥獣の有効利用として猟友会と連携し、処理加工施設の運営を行う。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鹿児島県	有害鳥獣並びに被害防止技術関連の情報提供、その他必要な連携を図る。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成24年3月1日（民間隊員設置：平成29年4月1日） 構成：町職員10人（うち狩猟免許保持者3人）、民間実施隊25人（猟友会） 活動内容：対象鳥獣の捕獲及び追い払い、被害調査、被害防止技術等の指導 （イノシシ・ニホンジカ・ニホンサル・タヌキ・アナグマ・カラス・スズメ・ヒヨドリ・カララバト）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

山間部での大規模な侵入防止柵（ワイヤーメッシュ柵）の設置により、農作物被害は減少傾向にある。しかし一方では、過疎化・高齢化が深刻な状況で荒廃農地が増加し、農地との緩衝帯がなくイノシシ・ニホンジカを中心に被害が増加している地域もある。

今後は侵入防止柵の設置に加え、集落ぐるみで有害鳥獣を寄せ付けない対策が可能となるよう、研修会や学習会の実施により体制整備を図る。

また、被害防止対策を指導する立場にある職員の技術を向上させるため、研修等への積極的参加を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

さつま町鳥獣被害防止対策協議会を中心に関係機関との情報交換、研修への参加による技術向上に努める。

また、近隣市町との連携による広域捕獲を実施し、有害鳥獣の個体数の減少を図る。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成21年度（1期）	平成22年3月31日
平成24年度（2期）	平成25年3月25日
平成26年度（3期）	平成27年3月30日
平成29年度（4期）	平成30年3月29日
令和2年度（5期）	令和3年3月31日
令和5年度（6期）	令和6年3月29日